

ずい道等の掘削等作業主任者 特例講習のご案内

「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」等が、令和2年6月15日に改正、公布され、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の範囲の追加及び時間数の変更と併せ、特例講習の基準が示されました（基発0615第6号 令和2年6月15日）。

改正技能講習規程は、令和3年4月1日から適用となり、**改正前のずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者は、令和4年4月1日以降は作業主任者に選任できません。**

建災防では、上記の方が引き続き作業主任者に選任されるために、「特例講習」を実施いたします。実施期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

1. 建災防支部が実施する特例講習

ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習

2. 受講対象者

令和3年3月31日までに、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者

3. カリキュラム

科目	範囲	時間
作業環境の改善方法等に関する知識	空気中の粉じんの濃度等の測定方法 換気等の方法 呼吸用保護具	1時間30分
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、 労働安全衛生規則及び粉じん障害防止規則 中の作業環境の改善方法等に関連する条項	30分

※ 講習修了後に修了試験（筆記試験）を行い、合格者に対して修了証を交付いたします。